

安城市の犯罪・交通事故発生状況

回 覧

1 犯罪発生状況

令和8年2月号

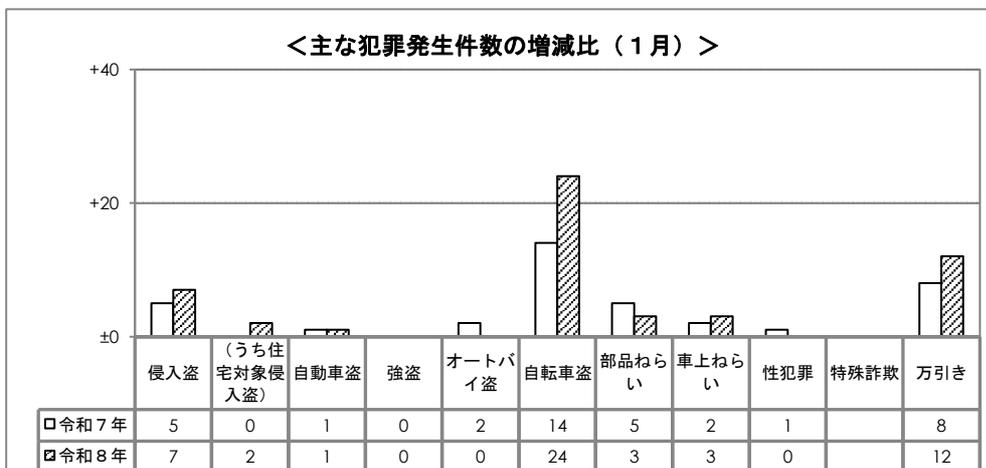
(1) 犯罪発生総数 (件数)

	愛知県			安城市		
	令和8年1月	前年同期比	増減率(%)	令和8年1月	前年同期比	増減率(%)
総数	5,149	+992	+23.9	93	+16	+20.8

(2) 主な犯罪の発生状況 (件数)

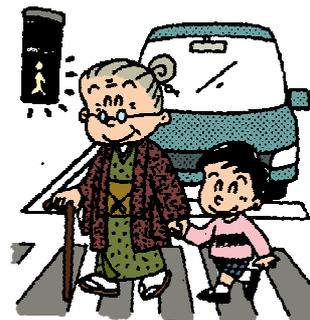
	愛知県			安城市		
	令和8年1月	前年同期比	増減率(%)	令和8年1月	前年同期比	増減率(%)
侵入盗	260	+31	+13.5	7	+2	+40.0
(うち住宅対象侵入盗)	120	+20	+20.0	2	+2	—
自動車盗	51	-19	-27.1	1	±0	±0.0
強盗	7	-1	-12.5	0	±0	—
オートバイ盗	121	+27	+28.7	0	-2	-100.0
自転車盗	1,058	+168	+18.9	24	+10	+71.4
部品ねらい	197	+1	+0.5	3	-2	-40.0
車上ねらい	169	+14	+9.0	3	+1	+50.0
性犯罪	72	+13	+22.0	0	-1	-100.0
特殊詐欺	集計中					
万引き	744	+142	+23.6	12	+4	+50.0
合計	2,679	+376	+16.3	50	+12	+31.6

＜主な犯罪発生件数の増減比（1月）＞



2 交通事故 (人身事故) の発生状況 (件数)

	安城市		
	令和8年1月	前年同期比	増減率(%)
死亡	0	±0	—
重傷	0	-1	-100.0
軽傷	47	±0	±0.0
総数	47	-1	-2.1



3 小学区別主要犯罪認知件数

令和8年1月末 分

学区名	犯罪種別		自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	部品 ねらい	車上 ねらい	万引き	特殊詐欺	強盗
	侵入盗	住宅対象 侵入盗								
新 田					2					
安城中部	1				9			8		
安城南部	2	2			2					
安城西部	2									
安城東部							1			
安城北部					1		1	1		
錦 町										
志 貴	1									
高 棚			1				1	1		
丈 山	1									
明 和										
桜 井					4	3				
作 野										
祥 南										
二本木								1		
里 町										
桜 町					4					
桜 林					1					
今 池					1			1		
三河安城										
梨の里										
合 計	7	2	1		24	3	3	12		

回 覧

4 小学校区別交通事故<人身事故>の発生件数（令和8年1月）

学区名	1月中			R8年中累計		
	件数	前年同期比	増減率%	件数	前年同期比	増減率%
安城中部	5	+4	400.0	5	+4	400.0
安城南部	3	+3	—	3	+3	—
安城西部	3	+2	200.0	3	+2	200.0
安城東部	0	-1	-100.0	0	-1	-100.0
安城北部	4	-1	-20.0	4	-1	-20.0
錦町	1	-2	-66.7	1	-2	-66.7
高棚	5	±0	0.0	5	±0	0.0
明和	0	-2	-100.0	0	-2	-100.0
志貴	2	+2	—	2	+2	—
桜井	4	+2	100.0	4	+2	100.0
作野	0	-2	-100.0	0	-2	-100.0
祥南	2	+1	100.0	2	+1	100.0
丈山	5	±0	0.0	5	±0	0.0
二本木	2	-1	-33.3	2	-1	-33.3
里町	1	±0	0.0	1	±0	0.0
桜町	2	±0	0.0	2	±0	0.0
桜林	0	-2	-100.0	0	-2	-100.0
新田	0	-1	-100.0	0	-1	-100.0
今池	2	+2	—	2	+2	—
三河安城	3	-4	-57.1	3	-4	-57.1
梨の里	3	-1	-25.0	3	-1	-25.0
合計	47	-1	-2.1	47	-1	-2.1



防犯用具購入費補助金の受付終了！

令和7年度購入分の防犯用具購入費補助金は、予算額に達しましたので、令和8年2月3日(火)をもちまして受付を終了しました。

青切符導入

16歳以上は、自転車乗車時の違反に反則金が科されます！

令和8年4月1日～

あなたはこれらの違反を
していませんか？

					
スマホ等の ながら運転	車道の右側通行	信号無視	一時不停止	無灯火	並進
反則金12,000円	反則金6,000円	反則金6,000円	反則金5,000円	反則金5,000円	反則金3,000円

※一例

対象の違反行為は全部で100種類以上！

安城市・安城警察署

詳しくはこちら

安城市HP

警察庁HP



自転車は原則、車道通行です！

例外として、13歳未満または、70歳以上や身体が不自由な方、車道通行が危険な場合は、歩道を通行することができます。

～歩道通行時のルール～

- 歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。
※歩道内に自転車が行きべき部分が、道路標示で示されている場合は、指定部分を通行する。
- 必ず徐行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は止まり、歩行者を優先させる。

自転車での交通事故の
2人に1人が頭部へ
深刻な怪我を負っています。

必ずヘルメットを着用しましょう。



安城市・安城警察署